ホ　約束前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容（約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容）
ヘ　離職日
ト　再就職日
チ　再就職先の名称
リ　再就職先の業務内容
ヌ　再就職先における地位
ル　求職の承認の理由
ヲ　求職の承認を得た日
二　法第百六条の二十四の規定による届出に係る者　次に掲げる事項
イ　離職時の年齢
ロ　離職時の官職
ハ　離職前の求職開始日（離職前の求職開始日がなかった場合には、その旨）
ニ　離職前の求職開始日があった場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容
ホ　離職日
ヘ　再就職日
ト　再就職先の名称
チ　再就職先の業務内容
リ　再就職先における地位
ヌ　求職の承認を得た日
ル　求職の承認の理由

第三十九条第一項中「以下」の下に「この条及び次条において」を加え、「又は」を「及び」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第二十三条第四項第四号、第六号及び第十四号、第三十条第一号ヘ並びに第三十三条第一号ホの職員には、非常勤職員等を含まないものとする。

第四十条第一項中「「管理職職員（非常勤職員（第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）」を「管理職職員（」に、「）であつた者」を「次項において同じ。）であつた者」と、「次項」とあるのは「同項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第二十六条第三項第四号及び第五号（これらの規定を第二十九条において準用する場合を含む。）、第三十条第二号ホ並びに第三十三条第二号ニの職員には、非常勤職員等を含まないものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則による改正後の裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則（以下この条において「新規則」という。）第二十三条第二項（新規則第二十六条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項（第四号、第六号、第九号及び第十四号に係る部分に限る。）、第二十六条第三項（第四号、第五号、第八号及び第十三号に係る部分に限り、新規則第二十九条において準用する場合を含む。）、第三十条（第一号ニからヘまで並びに第二号ニ及びホに係る部分に限る。）並びに第三十三条（第一号ハからホまで並びに第二号ハ及びニに係る部分に限る。）の規定は、この規則の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（以下この条において「法」という。）第百六条の二十三第一項の規定による届出（施行日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。）、法第百六条の二十四第一項の規定による届出（施行日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。）及び同条第二項の規定による届出について適用し、施行日前にされた法第百六条の二十三第一項の規定による届出及び施行日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出、施行日前にされた法第百六条の二十四第一項の規定による届出及び施行日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出並びに施行日前にされた同条第二項の規定による届出については、なお従前の例による。

2　次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「早い日（」とあるのは、「早い日（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（平成三十年最高裁判所規則第二号）の施行の日以後の日に限る。」とする。

一　施行日前における職員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員をいい、非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）としての在職中に、再就職先に対し、再就職を目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求した職員　新規則第二十三条第四項第四号

二　施行日前における職員としての在職中に、再就職先に対し、再就職を目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求した職員（新規則第二十六条第三項第四号において「管理職職員」という。）であつた者　新規則第二十六条第三項第四号（新規則第二十九条において準用する場合を含む。）施行日前に法第百六条の二第二項第三号に規定する組織による離職後の就職の援助（最初に職員となった後に行われたものに限る。次項において「法第百六条の二第二項第三号に規定する組織以外の援助」という。）を受けた職員に対する新規則第二十三条第四項の規定の適用については、同項第十四号中「後に」とあるのは、「後であって、かつ、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（平成三十年最高裁判所規則第二号）の施行の日以後に」とする。

4　施行日前に法第百六条の二第二項第三号に規定する組織以外の援助を受けた管理職職員であった者に対する新規則第二十六条第三項（新規則第二十九条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、新規則第二十六条第三項第十三号中「法第百六条の二第二項第三号に規定する組織以外の援助を」とあるのは、「法第百六条の二第二項第三号に規定する組織以外の援助（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（平成三十年最高裁判所規則第二号）の施行の日以後に行われたものに限る。以下この号において同じ。）を」とする。

最高裁判所長官　大谷　直人

府令

○内閣府令第二号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十八条第五項及び第三十一条の二の規定に基づき、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年一月二十四日　内閣総理大臣　安倍　晋三

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和五十六年総理府令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（届出の手続）	（届出の手続）
第二条　［1・2　略］	**第二条**　［1・2　同上］
3　第一項の届出書の提出（届出書の記載事項の変更によるものを除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める	3　第一項の届出書の提出（届出書の記載事項の変更によるものを除く。）は、当該運搬が一の公安委員会の管轄する区域において